

JFマリンバンクみえ

2021 業務のご報告

～ディスクロージャー誌～

三重県信用漁業協同組合連合会

目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
JFマリンバンクの「あんしん体制」	2
リスク管理体制	4
コンプライアンス（法令遵守）体制	7
個人情報保護	8
金融ADR制度への対応	10
反社会的勢力排除への対応	10
役員等の報酬体系	11
主な業績	13
トピックス	15
地域の活性化のための取組状況	15
漁業者等の経営改善のための取組状況	15
本会の組織	16
事業のご案内	22
手数料一覧	25
沿革・歩み	26
資料編	27

ごあいさつ

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって財政政策、金融緩和支援に下支えされ、持ち直しの動きがみられます。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばであり、不透明な見通しが継続されております。

漁業情勢は、温暖化等により魚種によっては漁獲が減少し、また、真珠のアコヤ貝の死滅等、厳しい状況が続いております。更に、新型コロナウイルスの影響により、大幅な消費の減退を招き、魚価の低迷と流通の鈍化による漁家経済への影響が否めない状況となっております。このような状況の中、JFマリンバンクみえでは、行政・系統機関と連携した漁業支援策の活用により緊急支援資金等の対応を行い、「浜の金融機関」としての役割を果たしております。

JFマリンバンクみえでは、真に漁業者にとってメリットのある金融機関となるため、「漁業を育てる金融」を目指して積極的に浜へ出向いて事業活動を行った結果、71百万円の当期剰余金を計上しました。

また、東日本地区12都県域の信漁連による広域合併については、令和2年10月21日臨時総会、10月30日合併契約書締結を経て、令和3年4月1日設立総会を開催し、「東日本信用漁業協同組合連合会」が誕生しました（愛知県は令和4年4月1日に合併予定）。

引き続き、真に漁業者にとってメリットのある金融機関となるため、本誌に掲げる「JFマリンバンク基本方針」による「あんしん体制」を基本に、会員並びに関係機関等との信頼、協力関係を構築するとともに、健全で効率的な事業運営に努め、浜の金融機関として皆さまのお役に立てるよう全力を尽くして参ります。

ここに、経営方針、業務内容、業績等をまとめた「JFマリンバンクみえの2021年業務のご報告」を作成しましたのでご案内いたします。

ご覧いただき、JFマリンバンクみえに一層のご理解を深めていただければ幸甚に存じます。

今後とも、変わらぬご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経営方針

JFマリンバンクみえは、会員及び漁協の組合員等漁業者の皆さまに対する地域特性に応じた漁業金融を適切に実施し、組合員・利用者の皆さまの信頼に応えるため、「JFマリンバンク基本方針」による「あんしん体制」を基本に、健全で効果的な事業運営を行い、水産業・漁村振興に貢献するため、地域金融機関として社会的使命と役割を果たして参ります。

経営方針

1. 東日本ブロック広域信漁連合併協議の継続
2. 浜との接点強化の実践（漁業体験他）
3. 漁船リース事業等、中核的漁業者への積極的な取組み
4. 職員のスキルアップへの取組み
(融資担当者、漁業金融相談員の育成、職員研修の実施)
5. コンプライアンス態勢強化による不祥事未然防止
6. PDCAの実践
※PDCA : Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Act(改善)

JFマリンバンクの「あんしん体制」

JFマリンバンクとは

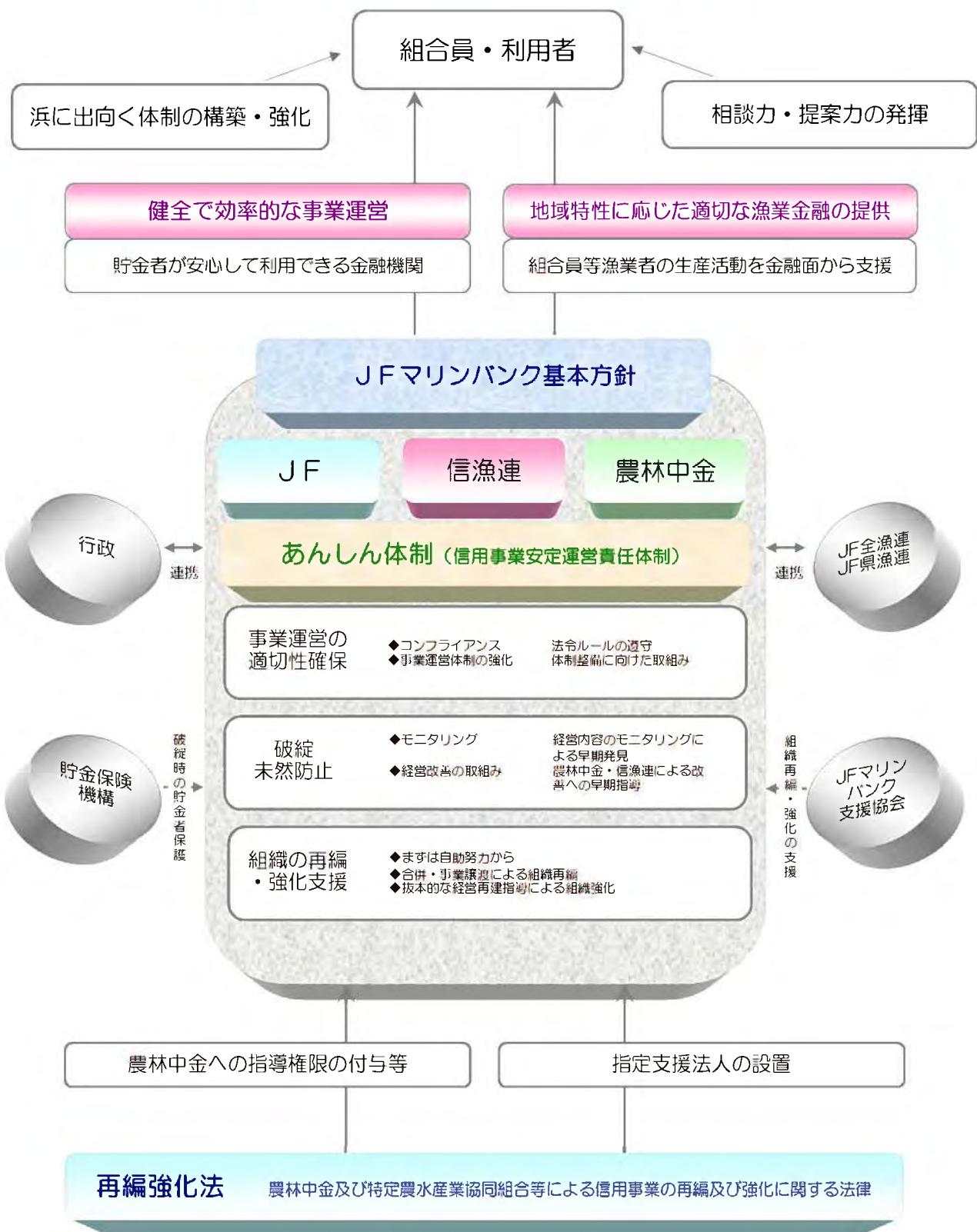
貯金や貸出など信用事業を行う全国の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会等と、農林中央金庫で構成するグループの総称です。
JFマリンバンクは、地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行い、漁業地域のメインバンクとして浜の暮らしを守ります。

JFマリンバンクの取組み

組合員の皆さま、地域の皆さまが安心して貯金を預けることができ、また、漁業生産活動に必要な金融を適切に行うことができるよう、JFマリンバンクにおいては、「法令の遵守」「破綻の未然防止」「再編・強化の支援」を確実に進めるための体制として、「あんしん体制」の構築・強化に努めています。

また、貯金者を保護するための国の制度である「貯金保険制度」に加入し、皆さまからお預りした大切な貯金を守っております。

JFマリンバンク運営の仕組み



リスク管理体制



金融機関では、信用リスク、市場リスク、事務リスク等様々なリスクを抱えております。

このような環境において、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことは重要な課題となっております。

JFマリンバンクみえでは、これら経営の諸リスクに対応するため、ALMや与信管理をはじめとするリスク管理体制の強化に努めており、常に経営の第一課題として充実を図っております。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当会では、各業務規程に基づき、日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために貸出審査にあたっては、「与信審査マニュアル」に基づき、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定の手引」に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。

当会では、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、「余裕金運用に係るリスク管理手続き」に基づくALM委員会を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議することで、市場の変化に対応しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当会では、「流動性リスク（資金繰りリスク）にかかる管理の手引」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「風評被害等発生時の危機管理計画」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期監査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部研修と内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自主点検を実施し、事務リスクの削減に努めています。

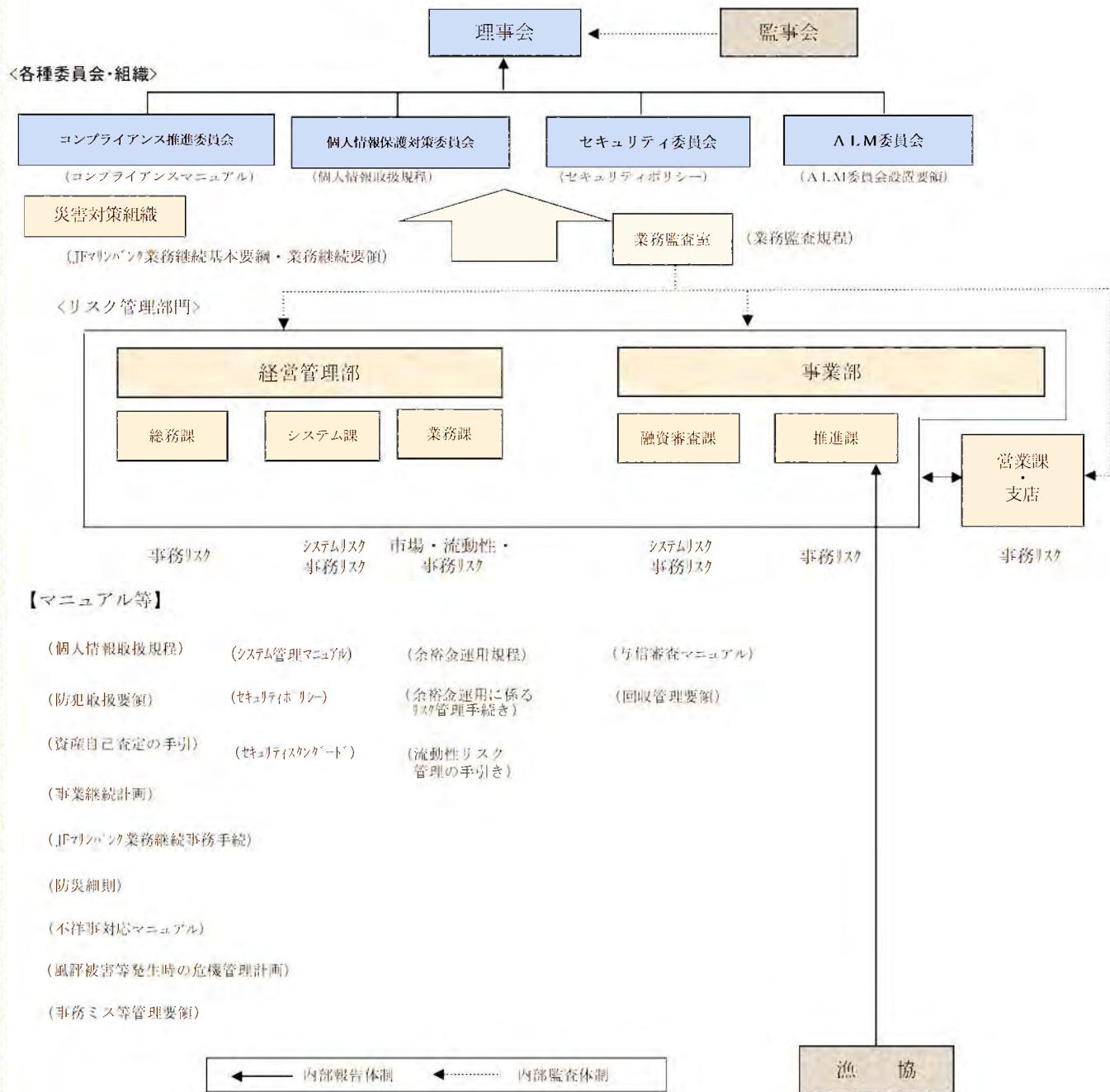
また、事故防止のための人事管理として、職員が年1回連続して職場離脱を実施するとともに、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）を行い、事故・不正の防止に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当会では、系統の集中センターである、株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータシステムの安定稼動のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「コンピュータシステム危機管理計画」等の規程・要領に基づき対応することとしています。

[三重県信漁連リスク管理態勢（体制）図]



※令和3年3月31日現在

コンプライアンス（法令遵守）体制

法令遵守

企業には倫理的であり、かつ社会的規範を守ること、責任ある行動をとることが強く求められています。

特に、信用を生命とする金融機関において、このことはより高いレベルが要求されます。

当会では、金融機関の一員として、金融環境の大きな変化に適切に対応し、新しい金融システムの中においても引き続き信頼確保に努めております。

基本的使命や役割、社会的責任を果たしていくよう、自己責任原則の下で徹底した自己規律を確立、法令等を遵守し、業務運営の透明性を高める努力を行っております。

なお、役職員一人ひとりが高い倫理観と責任ある行動をとるため、「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、次の基本方針を制定し取組んでおります。

基本方針

<信漁連の役割と使命>

- 協同組合原則を基本理念とする漁協系統金融機関としての役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員・組合員等利用者からの搖るぎない信頼の確立を図る。

<質の高い金融サービスの提供>

- 漁業生産並びに組合員及び地域住民の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

<法令やルールの厳格な遵守>

- 水協法・定款をはじめとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

<反社会的勢力との対決>

- 地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

<組合員・地域社会とのコミュニケーション>

- 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした系統金融業務の活動等を通じて、会員及び組合員はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

<公益通報者保護>

- 会に対する法令違反行為等に関する相談または通報に対し、的確に対応する。

<利益相反取引の管理>

- 利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置を講じる。

個人情報保護

当会では、利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、保護方針・取扱規程を定め、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守して参ります。

三重県信用漁業協同組合連合会個人情報保護方針

三重県信用漁業協同組合連合会（以下、「本会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが本会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

本会は、個人情報を取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、本会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

本会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

本会は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

本会は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

本会は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼性を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に沿って個人データの適正かつ効率的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

本会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、本会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

本会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

本会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

「保有個人データ」とは、保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいいます。

9. 苦情等相談窓口

本会は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

本会は、個人情報保護の取組みについて、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置の内容

当会においては、利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、

- ① 利用者サポート等管理責任者の設置
- ② ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行ない、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策、未然防止策に活用します。

紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しております、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

<基本方針>

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止に取組み、あわせて平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言します。

<目的>

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引排除に関し、本会全体として対応を進めるべく事項を定め、本会の健全な経営を確保することを目的とします。

<態勢>

(1) 主管部署

マネロン・反社会的勢力との取引排除にかかる主管部をコンプライアンス担当部署とします。

(2) 業務所管部署とその役割

業務所管部署は、業務所管部の各取引先について、反社会的勢力もしくはその疑いがあることが判明した場合、取引解消までの管理・対応状況を取りまとめ、コンプライアンス担当部署へ報告します。

(3) 体制

マネロン・反社会的勢力排除責任者の設置

マネロン・反社会的勢力排除担当者の設置

(4) 疑わしい取引の届出

適用となる法令等を遵守し、疑わしい取引を検知・判断した場合、速やかに疑わしい取引の届出を行政庁に行います。

役員等の報酬体系

役 員

◆ 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◆ 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は、常勤役員は毎月所定日に、非常勤役員は毎四半期所定日に指定口座への振り込みの方法による支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	27	13

(注1) 対象役員は、理事7名、監事5名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

◆ 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において決定しています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、常勤役員は在任期間中の期間按分した平均年報酬の1/2分の1に、非常勤役員は在任期間中の期間按分した平均年報酬の2割に役員在職年数に応じた計数を乗じて得た額とし、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、退任慰労金支給内規に基づき、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職 員 等

◆ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

そ の 他

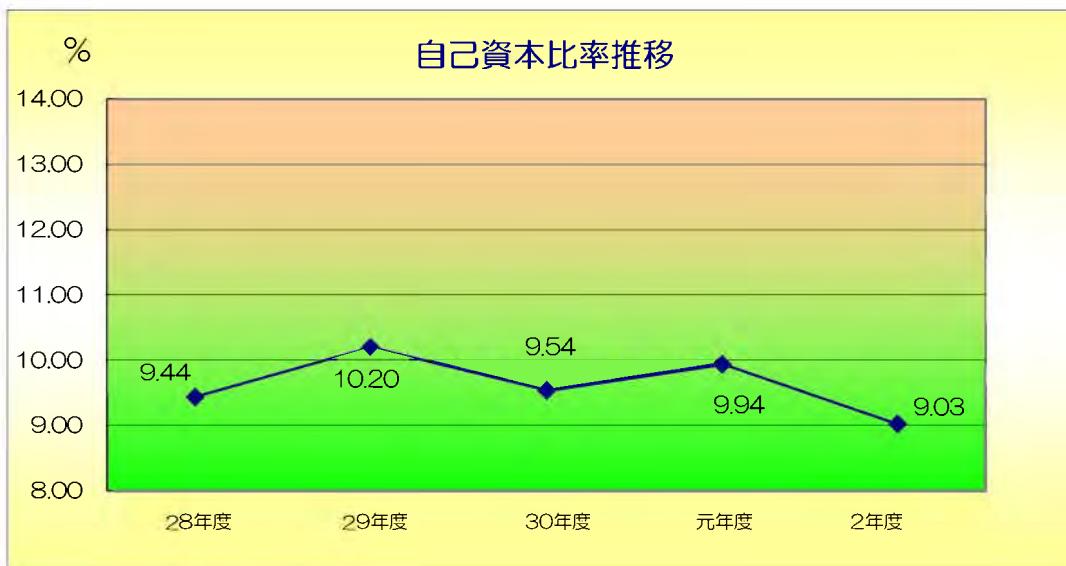
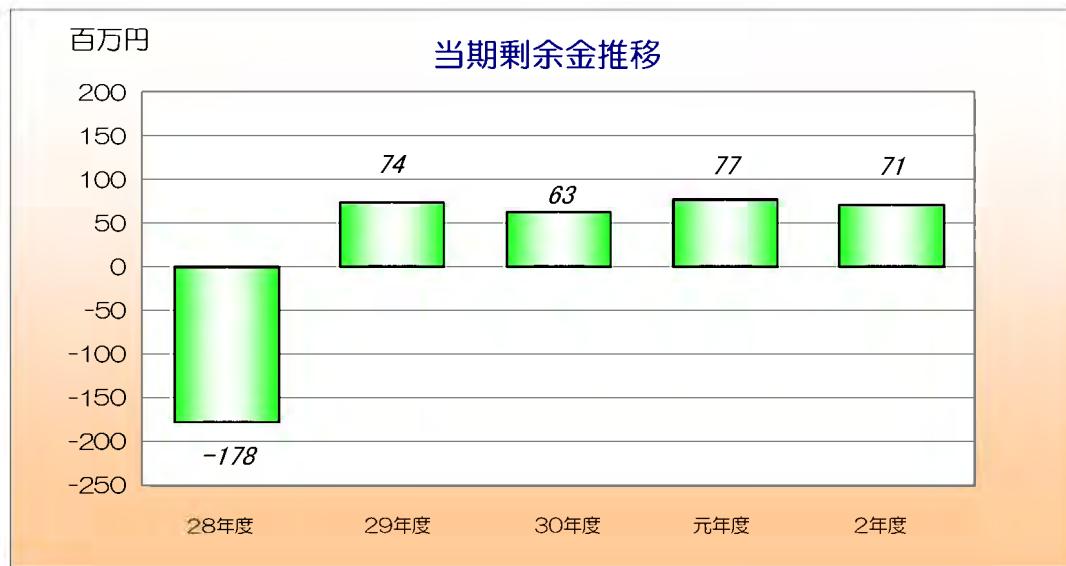
当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

業 績

【収支の状況】

利用者皆さまのご協力のもと漁業金融の役割を發揮し、事業量の維持・拡大に努め
キャンペーン等の事業推進等の対策を実施しました。その結果、71百万円の当期剩
余金を計上しました。

なお、金融機関の経営の健全性を示す自己資本比率は、9.03%となり、自主ル
ールで定める最低自己資本比率の8%を上回っております。



【貯金実績】

「漁業金融機能の強化および浜との接点強化」として、行動計画の実践・渉外活動等に取組み、貯金の純増を目的としたキャンペーン等の推進に取組みました。

結果、貯金残高は、キャンペーンの目標達成、また、公金貯金獲得が計画を大きく上回って推移したことにより、当初計画 911 億円（修正計画 933 億円）に対し、117 億円を上回る 1,028 億円の実績となりました。



【貸出金実績】

漁業金融機能の強化として、漁船リース事業等中核的漁業者への近代化資金等の推進、また、新型コロナウイルス感染症対策資金の提供により、漁業者・漁協等への円滑な資金融通に積極的に取組みました。

生活関連資金の小口ローン推進においては、ローンキャンペーン等年間を通じて推進に取組みましたが、計画を下回る結果となりました。

その結果、貸出金残高は、当初計画 205 億円（修正計画 206 億円）に対し、2 億円を下回る 203 億円の実績となりました。



【内国為替実績】

当年度の為替取扱実績は、仕向け(発信) 53 千件、120,567 百万円、被仕向け(受信) 62 千件、108,226 百万円の実績となりました。



トピックス

令和2年度は、職員の資質向上のため以下の教育研修を実施し、意欲向上に努めました。

①内部研修	新入職員研修会	1名受講
②外部研修（リモート）	融資担当者研修会	4回 延べ33名受講
	農林中金アカデミー他	23名受講 (債権管理回収実践、債権管理・回収基礎研修他)
③通信教育	貯金・貸出金他	19名受講
④漁業体験	伊勢海老刺網漁、真珠採取作業等	22名実施

地域の活性化のための取組状況 ～社会的責任と貢献活動～

JFマリンバンクみえでは、協同組合原則を理念とする公共性の強い金融機関として、漁業生産金融に特化した事業内容を基本に金融業務活動を通じて、出資団体である漁協とその組合員の経済的・社会的地位の向上、水産業の振興と地域の活性化及び地域経済の発展に貢献していくことが、社会的責任を果たすことであると認識し、法令等を遵守した自己責任原則に基づく健全な業務運営を行っております。

漁業者等の経営改善のための取組状況

●中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

漁業者や経営者等、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、漁業者等お客さまの経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めて参ります。

●中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

漁業者や経営者等、お客さまからの貸付条件等の申込、経営相談等に対し、円滑に措置をとることが出来るよう会長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

事業部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

また、各営業店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

●中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

漁業者等、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関、全国漁業信用基金協会等保証機関と緊密な連携を図り取組んでおります。

また、「浜の活力再生プラン」へ参画し、漁村地域の活性化に取組んでいます。

本会の組織

会員数

資格別	令和元年度末	令和2年度末	増減
正会員	24	23	△1
准会員	2	2	0
合計	26	25	△1

役員

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
代表理事長	常勤	長井理	員外理事
常務理事	//	中山茂樹	員外理事
理事	非常勤	大橋純郎	
//	//	竹本昭和	
//	//	浅井利一	
//	//	掛橋武	
//	//	瀬口茂男	
代表監事	常勤	羽根茂幸	
監事	非常勤	矢田和夫	
//	//	田岡悟	
//	//	長野規一	
//	//	室木徹亮	員外監事

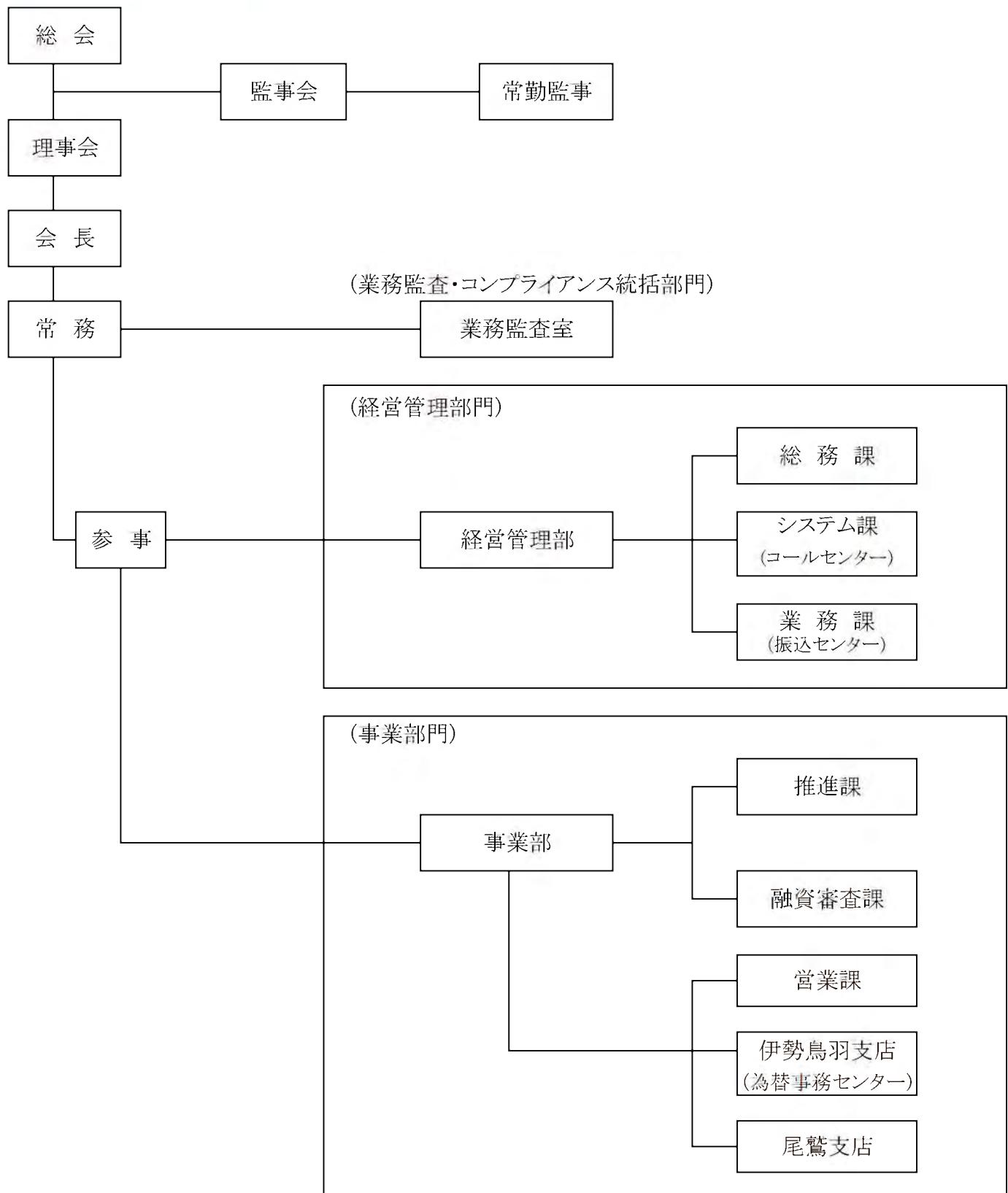
※令和3年3月31日現在

職員

区分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
参考事	1	1	1	1	1
男性職員	23	20	21	20	19
女性職員	38	33	34	35	33
嘱託・常用人	1	34	30	31	31
合計	63	88	86	87	84

(注) 平成29年度以降の嘱託・常用人には、パート職員等を含めております。

組織図



※令和3年3月31日現在

店舗一覧

※令和3年3月31日現在

支店・店舗名	郵便番号	住 所	局 番	T E L
営業課	514-0006	津市広明町323-1	059	227-3190
桑名	511-0033	桑名市赤須賀86-21	0594	24-2279
伊曾島	511-1136	桑名市長島町白鷺佐藤1-1	0594	45-1555
鈴鹿	510-0243	鈴鹿市白子1-6281-2	059	387-2143
伊勢鳥羽支店	516-0028	伊勢市中村町786-1	0596	23-2017
鳥羽	517-0011	鳥羽市鳥羽4-2360-16	0599	26-2689
菅島	517-0004	鳥羽市菅島町305	0599	34-2552
答志町	517-0002	鳥羽市答志町241	0599	37-2905
相差	517-0032	鳥羽市相差町443	0599	33-7482
志摩	517-0501	志摩市阿児町鵜方1401-1	0599	43-7822
国府	517-0506	志摩市阿児町国府2829-2	0599	47-4410
和具	517-0703	志摩市志摩町和具1896-53	0599	84-0300
田曾浦	516-0222	度会郡南伊勢町田曾浦3980	0599	69-3001
宿浦	516-0221	度会郡南伊勢町宿浦1113-1	0599	69-3423
わたらい	516-1308	度会郡南伊勢町奈屋浦3	0596	72-0764
五ヶ所浦	516-0101	度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4	0599	66-2280
礪浦	516-0117	度会郡南伊勢町礪浦75-25	0599	64-3320
相賀浦	516-0118	度会郡南伊勢町相賀浦193-4	0599	64-2784
神前浦	516-1422	度会郡南伊勢町神前浦137-1	0596	76-0150
尾鷲支店	519-3604	尾鷲市港町3-11	0597	22-0660
長島町	519-3205	北牟婁郡紀北町長島字前浜2187-2	0597	46-2231

自動機器の設置状況

※令和3年3月31日現在

機 種	台数
A T M	38

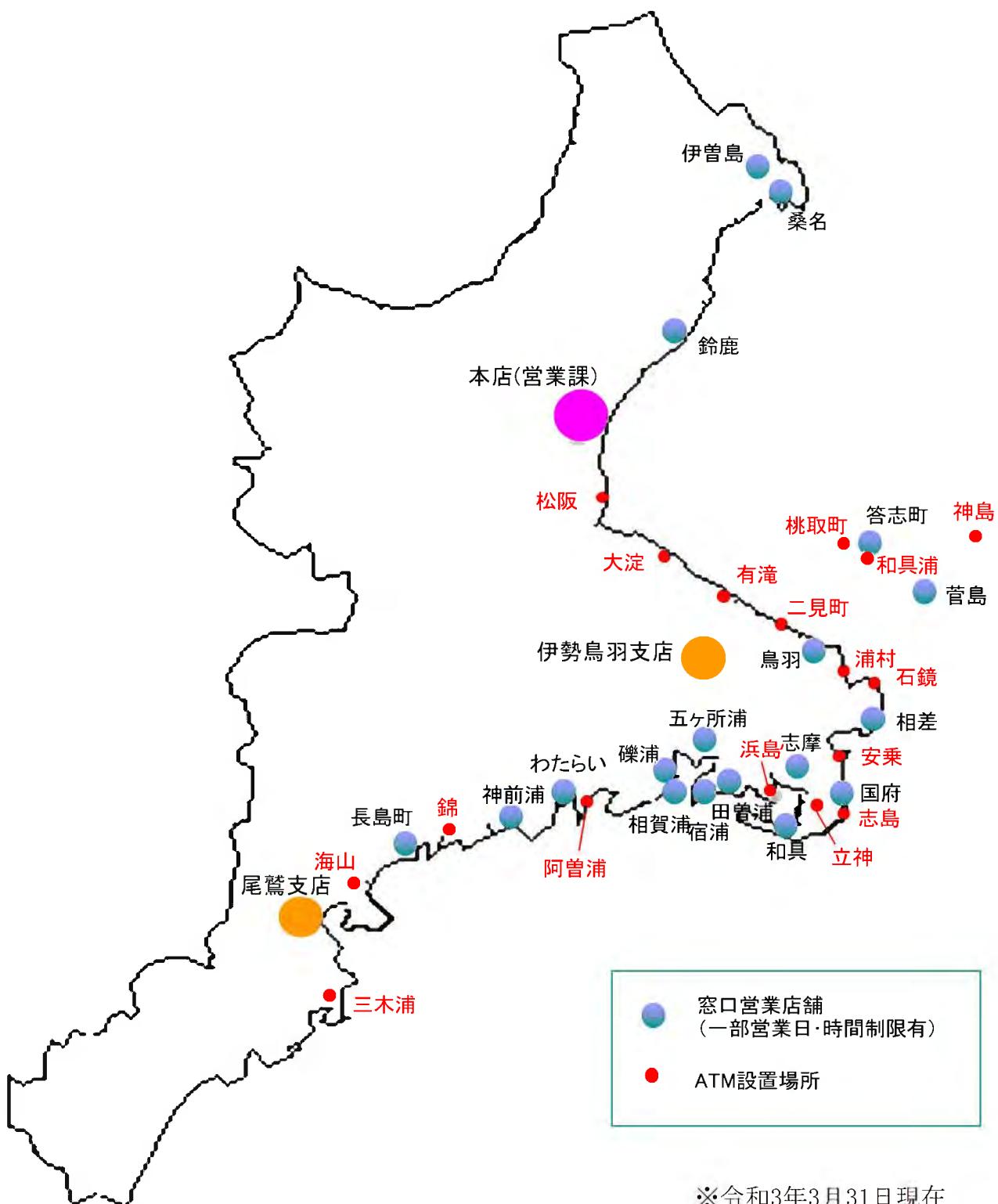
協同会社

該当ありません。

特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

店舗配置図



※令和3年3月31日現在

事業のご案内

浜のくらしをサポート!!
さまざまな商品・サービスをご提供いたします。

JFマリンバンクみえでは、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っております。この信用事業は、漁協系統金融として大きな力を発揮しています。

【貯金業務】

会員はもちろん、浜の地域の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

総合口座、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金のほか、水揚代金等からの積立を目的とする貯金などさまざまな商品を揃えております。

主な貯金の種類

種類	期間	最低預入金額	内容
総合口座	定めなし	1円	普通貯金と定期貯金を組合わせ、使う・貯める・借りるをセットにした多機能商品です。 公共料金の口座振替等家計のメイン口座として利用すると便利です。
普通貯金	定めなし	1円	現金がいつでも自由に出し入れできるお財布代わりの便利な貯金です。口座振替もご利用できます。
当座貯金	定めなし	1円	小切手・手形でのお支払をご利用いただき、商取引を決済するための貯金です。
決済用貯金	定めなし	1円	貯金保険制度により全額保護される出し入れ自由、無利息の貯金です。
貯蓄貯金	定めなし	1円	出し入れ自由、また一定の基準残高に応じてよりおトクな利率になる貯金です。 普通貯金とのスイッチ機能があります。
通知貯金	7日間以上	5万円	7日間以上の資金運用に最適な貯金です。 お引出しの際は2日前までにご連絡が必要となります。
スーパー定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1円 (総合口座は 1万円)	期間の定めがある定期貯金です。 1ヶ月から5年の範囲でお預入期間を選定する定型方式のもの、満期日を指定するもの、複利方式のものの3種類があります。
大口定期貯金	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円	預入金額1,000万円以上で、資産運用に有利な利回りの定期貯金です。
期日指定定期貯金	1年以上 3年以内	1円 (総合口座は 1万円)	1年複利で、1年据え置くと最長3年までの間で自由に満期日が指定できます。
積立定期貯金	1年以上	1円	契約期間を決めて元金を定期的に積立てる定期貯金です。定額式と自由式があります。
漁協積立貯金	漁業從事期間等	1円	水揚代金等から積立てをする貯金です。 水揚天引型と定額積立型があります。
変動金利定期貯金	1年以上 3年以内	1円 (総合口座は 1万円)	適用金利が6ヶ月毎に変動する定期貯金です。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	100円	毎月一定の掛け金を積立てる定額式と受取額を設定し積立てる目標式があります。

※令和3年3月31日現在

【貸出業務】

漁業関連資金をはじめ、住宅ローン、各種生活関連のローン、カードローンなどさまざまな商品を揃えております。

JFマリンバンクみえでは、保証機関の活用等による健全な貸出しの伸長に積極的に取組んでおります。

また、令和2年当初に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資金対応をしております。

◎ 貸出運営についての考え方

会員・漁協組合員の皆さま及び利用者の皆さまの資金需要に的確に対応できるよう努めています。

また、不良債権発生抑制のため、債権保全の強化・審査機能の充実等について体制を整え対応しております。

主な貸出金の種類

○ 漁業近代化資金

ご利用いただける方	漁業に従事されている方など（個人・法人）				
主な資金使途	漁船の建造、取得、改造	エンジンの交換、漁船用機器の設置	漁網等漁具の購入	水産物等運搬車の購入	漁業倉庫の建設 タイ、アジ等稚魚の購入
融資額	事業費の80%以内				
償還期間 (うち据置期間)	20年以内 (3年以内)	10年以内 (3年以内)	10年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	15年以内 (3年以内)
保証	原則、全国漁業信用基金協会の保証をご利用いただきます。				

※令和3年3月31日現在

○ 漁業設備資金・漁業経営支援資金（新型コロナウイルス対策緊急資金含む）

ご利用いただける方	漁業に従事されている方など（個人・法人）	
主な資金使途	漁業関係の設備 *漁業近代化資金の対象とならない設備投資	漁業者の経営維持に必要な長期運転資金 *原則として、必要額が確認できるもの
融資額	事業費の100%以内	所要額の100%以内
償還期間	15年以内	10年以内 *原則は5年以内とし、合理的な事由・返済計画がある場合は5年超の取扱可
保証	原則、全国漁業信用基金協会の保証をご利用いただきます。	

※令和3年3月31日現在

○ 漁業運転資金

ご利用いただける方	漁業に従事されている方（個人・法人）
対象となる漁業等	漁船漁業（一本釣、網漁業等）、のり養殖、力キ養殖、真珠養殖、かん水養殖他
主な資金使途	売上代金入金までの経費支払にかかる運転資金
償還期間	1年以内
保証	原則、全国漁業信用基金協会の保証をご利用いただきます。

※令和3年3月31日現在

○ 信用保証協会保証付事業資金

ご利用いただける方	三重県信用保証協会の保証を受けられる方（個人・法人）
資金使途	漁業関連事業に必要な運転資金及び設備資金
融資額	所要額の100%以内
償還期間	運転資金／7年以内 設備資金／15年以内
保証	三重県信用保証協会の保証をご利用いただきます。

※令和3年3月31日現在

○ 生活関連資金

《オリコ保証付》

商品名	フリーローン	マイカーローン	教育ローン	3大目的ローン 多目的ローン	シルバーライフローン
ご利用いただける方	借入時の年齢が20歳以上の方で、一定の条件を満たしている方				借入時の年齢が60歳以上の方で、一定の条件を満たしている方
主な資金使途	家具・家電購入、レジャー資金等	自動車の購入・免許取得・車検等	入学・在学資金 (高校・高専・短大・大学他)	①自動車ローン ②教育ローン ③リフォームローン ④その他	家具・家電購入、レジャー資金等
融資額	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内	300万円以内	100万円以内
償還期間	10年以内 6ヶ月据置可	10年以内 6ヶ月据置可	10年以内 <small>在学期間・入学前9ヶ月据置可</small>	5年以内	5年以内
返済方法	月賦償還方式（ボーナス併用可）				月賦償還方式 または隔月償還方式
保証	原則、保証人不要 (株)オリエントコーポレーション保証付				

※令和3年3月31日現在

《ジャックス保証付》

商品名	フリーローン	RSマイカーローン	教育ローン	その他目的ローン
ご利用いただける方	借入時の年齢が20歳以上の方で、一定の条件を満たしている方			
主な資金使途	①家具・家電購入 ②レジャー資金等	①自動車の購入 ②免許取得 ③車検等	入学・在学資金 (高校・高専・短大・大学他)	①耐久消費財購入等 ②空き家解体・改修費用 ③漁業・水産関連全般の設備資金
融資額	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内
償還期間	10年以内 新卒予定者のみ据置可	10年以内 新卒予定者のみ据置可	10年以内 据置期間除く	10年以内
返済方法	月賦償還方式（ボーナス併用可）			
保証	原則、保証人不要 (株)ジャックス保証付			

※令和3年3月31日現在

○ 住宅資金

商 品 名	I 型	II 型	IV 型
商品タイプ（金利）	3年固定4年目以降変動	10年固定11年目以降変動	変動金利
ご利用いただける方	借入時の年齢が20歳以上の方で、一定の条件を満たしている方		
資 金 使 途	住宅の新築・増改築、マンション購入、将来の住宅建築のための土地購入資金、既に借入中の借換資金等		
融 資 額	事業費の80%以内、但し一定の条件を満たせば100%対応も可能です。		
償 還 期 間	35年以内		
返 済 方 法	月賦償還方式（ボーナス併用可）		
担 保	融資対象不動産（土地・建物）に担保を設定させていただきます。		
保 証	住宅金融支援機構の住宅融資保険、協同住宅ローン(株)の保証又は全国保証(株)の保証をご利用いただけます。		
火 災 保 険	建物について、長期火災保険に加入していただけます。		
そ の 他	団体信用生命共済に加入していただけます。（掛金は信漁連が負担）		

※令和3年3月31日現在

○ オリコ・ジャックス保証付住宅ローン

商 品 名	借換ローン	リフォームローン	住宅購入諸費用ローン	①リフォームローン ②無担保住宅借換ローン
ご利用いただける方	借入時の年齢が20歳以上の方で、一定の条件を満たしている方			
資 金 使 途	住宅・リフォームローンの借換資金	自宅のリフォーム全般に関する資金	①住宅購入に伴う諸費用 ②住宅購入関連資金の一部	①住宅の増改築等 ②住宅ローンの借換資金
融 資 額	700万円以内	1,000万円以内	① 300万円以内 ② 700万円以内	1,500万円以内
償 還 期 間	15年以内 *但し、借換ローンについては残存期間+3年を上限（最長15年）			20年以内
返 済 方 法	月賦償還方式（ボーナス併用可）			
保 証	原則、保証人不要 (株)オリエントコーポレーション保証付、(株)ジャックス保証付			

※令和3年3月31日現在

※ご不明な点は、担当窓口にお問い合わせください。

【為替業務】

送金、振込みの他、年金の受給、公共料金、給与振込み、手形・小切手の代金取立等がご利用いただけます。

さらに、マリンネット銀行（インターネットバンキング）にご加入いただくと、携帯電話、パソコンから24時間いつでも残高照会、振込みができます。



商品・サービスのご案内

お客さまのニーズにお応えするため、JFマリンバンクの特性を活かしたきめ細かなサービスを提供しております。

給与振込

給料やボーナスが会社などから直接お客様の貯金口座に振込まれます。

各種年金の自動受取

国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合年金などの年金や雇用保険失業給付金などが、お客様の貯金口座へ自動的に振込まれます。

自動振替

電気・電話・NHK受信料などの公共料金、国税、社会保険料、国民年金掛金などをお客様の口座から自動的にお支払いいたします。

収納代理

県税・市税などのお振込みがご利用いただけます。

キャッシュサービス

キャッシュカードをお持ちいただくと、MICSに加盟している全国の金融機関のATMがご利用になれます。

JFマリンネットバンク

インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。

マリクリジットカード

カードでお買い物ができる他、キャッシングサービスも受けることができます。

デビットカード

「J-Debit」の加盟店において、お手持ちのキャッシュカードでお買い物などができます。

◆◆◆ 手数料一覧 ◆◆◆

● 内国為替の取扱手数料

(単位:円)

振込手数料(1件につき)		店 内	当会他店宛	他 行 宛
店頭窓口	3万円以上	220	440	880
	3万円未満	110	220	660
自動機 (当店カード)	3万円以上	110	275	605
	3万円未満	33	55	385
インターネット バンキング	3万円以上	110	110	440
	1万円以上3万円未満	33	55	330
	1万円未満	33	55	220
代金取立手数料(1通につき)		—	550	(至急) 880 (普通) 660
組戻し手数料(1件につき)		660		

(注) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

※令和3年3月31日現在

● その他の諸手数料

(単位:円)

残高証明書発行手数料 (本会定型様式以外含む)	1通につき	550
貯金通帳再発行手数料	1件につき	1,100
貯金証書再発行手数料	1件につき	1,100
キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,100
両 替 手 数 料	101枚~500枚	220
	501枚~1,000枚	440
	1,001枚~2,000枚	660
	2,001枚以上	1,000枚毎に330円追加

(注) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

※令和3年3月31日現在

● 融資事務取扱手数料

(単位:円)

住宅資金事務取扱手数料	実行時	33,000
	全部繰上償還時	11,000
	一部繰上償還時	11,000
	一部繰上償還時 (固定金利特約期間)	22,000

(注) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

※令和3年3月31日現在

勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまの立場に立った勧説に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めて参ります。

1. お客さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧説は行いません。
5. お客さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

沿革・歩み

昭和24年10月	当連合会創立
昭和39年10月	農林漁業金融公庫資金の取扱い開始
昭和41年 9月	住宅金融公庫資金の取扱い開始
昭和42年10月	水産会館竣工
昭和44年10月	漁業近代化資金取扱い開始
昭和49年 2月	年金福祉事業団貸付業務の取扱い開始
昭和50年 2月	内国為替業務の取扱い開始
昭和50年10月	漁協信用事業共同センター稼働
昭和53年12月	国民金融公庫資金の取扱い開始
昭和61年11月	第1回三重県漁協大会開催
昭和62年 7月	(株)全国漁協オンラインセンター稼働
平成 1年 3月	三重県漁協貯蓄1,000億円達成
平成 1年 6月	全国漁協信用事業オンラインシステム加入
平成 1年11月	第2回三重県漁協大会開催
平成 4年11月	第3回三重県漁協大会開催
平成 5年 2月	漁協信用事業譲渡開始
平成 5年11月	全国漁協貯金ネットサービス取扱い開始
平成 6年 3月	漁協信用事業統合体へ53漁協譲渡
平成 6年 7月	漁協信用事業統合体の管理システム稼働
平成 6年 9月	ファイル伝送の実施
平成 7年 3月	漁協信用事業統合体へ82漁協譲渡
平成 8年 1月	第4回三重県漁協大会開催
平成 9年 5月	農協ネット提携開始
平成10年10月	M I C S 提携開始
平成11年2・3月	支店再編
平成11年10月	創立50周年記念式典 第5回三重県漁協大会開催
平成12年10月	郵貯とのCD・ATM提携
平成12年12月	三重県漁業50年誌発刊
平成13年 7月	デビットカード取扱い開始
平成14年 7月	インターネットバンキング取扱い開始
平成14年5・7月・ 平成15年2月	支店再編
平成14年10月	第6回三重県漁協大会開催
平成15年12月	支店再編
平成16年 1月	マルチペイメントネットワークサービス取扱い開始
平成16年 2月	決済用貯金取扱い開始
平成17年10月	第7回三重県漁協大会開催
平成17年11月	セブン銀行とのATM提携開始
平成19年 5月	セブン銀行・ゆうちょ銀行のATMでの入金取引開始
平成20年 3月	I C キャッシュカード導入・利用開始
平成22年 4月	ゆうちょ銀行・JAのATM利用手数料 平日全面無料化開始
平成22年10月	第8回三重県漁協大会開催
平成23年 4月	支店再編
平成23年10月	ホームページ開設・稼動
平成25年11月	コンビニ2社(イーネット・ローソン)とのATM提携開始
令和 1年10月	三重県信用保証協会との業務提携開始
令和 3年 4月	東日本信用漁業協同組合連合会発足(東日本地区10信漁連との合併)

資料編

目 次

貸借対照表	27
損益計算書	28
注記表	29
キャッシュフロー計算書	35
剰余金処分計算書	35
貯金	36
貸出金	37
有価証券	39
受託業務・為替業務等	39
平残・利回り等	40
経営指標等	41
自己資本の充実の状況	42
リスク管理情報等	53

貸借対照表

(単位:百万円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	1,121	1,355	貯 金	95,684	102,764
預 け 金	75,801	84,742	当 座 貯 金	42	54
系統預け金	75,522	83,486	普 通 貯 金	29,028	33,046
系統外預け金	279	1,256	納 稅 準 備 貯 金	6	6
貸 出 金	21,638	20,343	貯 蓄 貯 金	2	1
手形貸付金	4,238	2,068	通 知 貯 金	0	0
証書貸付金	13,889	15,113	別 段 貯 金	104	87
当 座 貸 越	3,152	2,803	定 期 貯 金	65,346	68,372
金融機関貸付	359	359	積 立 定 期 貯 金	608	685
その他資産	204	190	定 期 積 金	548	513
未決済為替貸	3	3			
未 収 収 益	86	86			
その他の資産	115	101			
固 定 資 産	638	621	借 用 金	2,500	3,600
有形固定資産	607	604	証 書 借 入 金	2,500	3,600
無形固定資産	31	17	代理業務勘定	0	0
外 部 出 資	3,905	3,905	そ の 他 負 債	196	157
緑延税金資産	22	32	貸 付 留 保 金	19	0
債務保証見返	34	29	未 払 法 人 税 等	4	4
長 期 前 払 費 用	61	56	従 業 員 預 り 金	50	51
貸 倒 引 当 金	△ 1,314	△ 1,284	未 決 済 為 替 借	12	12
			未 払 費 用	39	34
			前 受 収 益	10	7
			リース 債 務	43	12
			そ の 他 の 負 債	19	37
			諸 引 当 金	310	285
			賞 与 引 当 金	23	22
			退 職 給 付 引 当 金	278	263
			役 員 退 職 慰 労 引 当 金	9	0
			債 务 保 証	34	29
			負 債 の 部 合 計	98,724	106,835
			(純資産の部)		
			出 資 金	3,231	3,031
			出 資 金(優先)	100	0
			利 益 剰 余 金	55	123
			利 益 準 備 金	0	12
			そ の 他 利 益 剰 余 金	55	111
			特 別 積 立 金	0	30
			当 期 未 处 分 剰 余 金	55	81
			(うち当期剰余金)	77	71
			会 員 資 本 合 計	3,386	3,154
			純 資 産 の 部 合 計	3,386	3,154
合 計	102,110	109,989	合 計	102,110	109,989

損益計算書

(単位:百万円)

損失の部	令和元年度	令和2年度	利益の部	令和元年度	令和2年度
経常費用	943	891	経常収益	1,019	955
資金調達費用	73	63	資金運用収益	864	789
貯金利息	70	60	貸出金利息	323	279
借用金利息	0	0	預け金利息	7	8
支払雑利息	3	3	受入雑利息	0	0
役務取引等費用	86	84	受取奨励金	505	480
支払為替手数料	6	6	受取特別配当金	29	22
その他支払手数料	72	70	役務取引等収益	49	70
その他の役務取引等費用	8	8	受入為替手数料	28	28
その他事業費用	35	29	その他受入手数料	17	39
融資保険料	19	18	その他の役務取引等収益	4	3
支払助成金	2	1	その他事業収益	98	72
事業推進費	11	8	受取出資配当金	98	72
債権管理費	3	2	その他経常収益	8	24
事業管理費	730	714	貸倒引当金戻入益	0	12
その他経常費用	19	1	繰入教育情報資金	0	3
貸倒引当金繰入	18	0	その他の経常収益	8	9
貸出金償却	0	0	特別利益	5	1
特別損失	0	0	固定資産処分益	0	1
固定資産処分損	0	0	受入補助金	4	0
減損損失	0	0	その他の特別利益	1	0
その他の特別損失	0	0			
法人税、住民税及び事業税	4	4			
法人税等調整額	0	△ 10			
当期剰余金	77	71			
当期末処分剰余金	55	81			
合計	1,024	956	合計	1,024	956

注記表

I.継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

II.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 外部出資に計上したその他有価証券の評価は、移動平均法による原価法です。
- 固定資産の減価償却の方法は、経理規程に基づき、次のとおり償却しております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

- 減価償却資産の償却方法は以下のとおりです。
 - 建物、構築物、器具・備品の償却方法は定率法です。
 - 平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法です。
 - 平成28年4月1日以降取得の建物(建物附属設備)及び構築物は定額法です。
- 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

- ソフトウェアの償却方法は、定額法です。
※会内における利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

(3) リース資産

- リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上方法は次のとおりです。

(1) 貸倒引当金は、自己査定実施要領、経理規程及び引当償却基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当事業年度は、税法基準を採用)を計上しております。

すべての債権は、自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法)に基づき、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法は次のとおりです。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

III. 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 32,428,000円

2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において、未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および連合会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 0円

2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較すること等により、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び連合会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は732,833,736円です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品等の一部については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、次のとおりです。

(単位：円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
系統定期預け金	10,000,000,000	質 権	為替資金決済	9,573,330
系統外定期預け金	18,500,000	質 権	—	—
合 計	10,018,500,000		合 計	9,573,330

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は731,271,523円です。

5. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

6. リスク管理債権の内訳は次のとおりです。

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は911,042,064円、延滞債権額は451,891,089円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続しているもの、またその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものです。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建、または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

- (2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は0円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、1,362,933,153円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,524,565,520円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

IX. 損益計算書に関する注記

該当する重要な事項はありません。

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、三重県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下、所属員という。)に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は、貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行うほか、農林中金に預入れする等の運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、63.5%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

借入金については日銀成長基盤強化支援資金として借り入れた、農林中央金庫からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件または大口案件、員外案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っております。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については、管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでおります。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

余裕金運用については、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.05%上昇したものと想定した場合には、経済価値が178千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(4. 参照)

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	1,355,308,604	1,355,308,604	—
(2) 預け金	84,741,831,239	84,742,276,277	445,038
(3) 貸出金 貸倒引当金(*)	20,343,375,394 △ 1,283,538,000	19,490,170,921	430,333,527
資産計	105,156,977,237	105,587,755,802	430,778,565
(1) 募金	102,764,478,641	102,795,963,431	31,484,790
(2) 借入金	3,600,000,000	3,600,000,000	0
負債計	106,364,478,641	106,395,963,431	31,484,790

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預本金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

但し、変動金利のうち金融機関貸付については、現在価値を算定しております。

一方、固定金利のうち証書貸付によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付金については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュフローの現在価値、または担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 募金

要求払戻金については、決算日に要求された場合の支払額を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区分	貸借対照表計上額
系統出資（*）	3,618,002,900
系統外出資（*）	287,470,000
合計	3,905,472,900

(*) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	84,741,831,239	0	0	0	0	0
貸出金（*）	6,571,850,368	1,783,080,385	1,944,051,813	1,940,742,290	1,186,275,546	5,568,253,316
合計	91,313,681,607	1,783,080,385	1,944,051,813	1,940,742,290	1,186,275,546	5,568,253,316

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の1,349,121,676円は、含めておりません。

なお、一部の金融機関向けの貸出金359,000,000円は、5年超に含めております。

6. 廉金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*）	98,714,590,481	1,567,820,932	1,725,507,012	228,026,254	528,533,962	0
借入金	3,600,000,000	0	0	0	0	0
合計	102,314,590,481	1,567,820,932	1,725,507,012	228,026,254	528,533,962	0

(*) 貯金のうち要求払貯金33,194,404,632円については、「1年以内」に含めて開示しております。

また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

XI. 有価証券に関する注記

該当ありません。

XII. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	277,690,000円
退職給付費用	26,130,000円
退職給付の支払額	△40,990,000円
期末における退職給付引当金	262,830,000円

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	262,830,000円
退職給付引当金	262,830,000円

4) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	26,130,000円
退職に伴う功労金	2,291,000円

(2) 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林

漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金（4,668,710円）を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、56,998,000円となっております。

XIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。

項目	(単位：円)
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	170,623,710
退職給付引当金超過額	72,146,835
減価償却限度超過額	6,166,970
賞与引当金超過額	6,150,429
貸出金償却否認	18,615,153
貸付金未収利息	140,073
減損損失	11,899,610
税務上の繰越欠損金	187,031,229
その他	1,048,303
繰延税金資産 小計	473,822,312
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*)	△187,031,228
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△254,363,084
評価性引当額 小計	△441,394,312
繰延税金資産合計	32,428,000

(*) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	5,036,991	14,068,468	143,562,596	24,363,173	187,031,228
評価性引当額	△5,036,991	△14,068,468	△143,562,596	△24,363,173	△187,031,228
繰延税金資産	0	0	0	0	0

注：税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりです。

項目	日	
法定実効税率		27.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△15.23%
住民税均等割等		5.99%
その他		△28.99%
評価性引当額の増減額		10.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

XIV. 貸賃等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVI. 資産除去債務に関する注記

該当ありません。

XVII. 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

(1) 吸収合併消滅連合会の名称

三重県信用漁業協同組合連合会

(2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化

(3) 吸収合併日 令和3年4月1日

(4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会

(5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併

(6) 出資一口当たりの金額 10,000円

キャッシュフロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和元年度末	令和2年度末
1. 事業活動によるキャッシュフロー		
税引前当期利益（または税引前当期損失）	81	64
減価償却費	56	52
減損損失	0	0
貸倒引当金の増加額（△は減少）	18	△ 30
退職給付引当金の増減額（△は減少）	16	△ 14
その他の引当金・積立金の増加額（△は減少）	9	△ 9
資金運用収益	△ 863	△ 788
資金調達費用	72	62
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減（△は純増）	293	1,294
預け金の純増減（△は純増）	△ 500	△ 9,300
貯金の純増減（△は純減）	△ 1,097	7,080
借用金の純増減	1,000	1,100
教育情報資金	0	△ 2
その他	△ 142	△ 13
資金運用による収入	865	788
資金調達による支出	△ 72	△ 69
小 計	△ 263	214
法人税等の支払額	△ 4	△ 4
事業活動によるキャッシュフロー	△ 267	210
2. 投資活動によるキャッシュフロー		
固定資産の取得による支出	△ 6	△ 35
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	△ 2	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュフロー	△ 8	△ 35
3. 財務活動によるキャッシュフロー		
出資の増額による収入	0	100
出資の払戻しによる支出	0	△ 400
出資配当金の支払額	0	0
資本準備金の受入による収入	0	0
財務活動によるキャッシュフロー	0	△ 300
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5. 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 275	△ 124
6. 現金及び現金同等物の期首残高	5,977	5,702
7. 現金及び現金同等物の期末残高	5,702	5,577

(注1) 「現金及び現金同等物」とは、貸借対照表上の現金と預け金のうち、別段預け金と定期

預け金を除いたものです。

(注2) 記載金額は、単位未満の端数を切捨てて表示しています。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	金 領	
	令和元年度末	令和2年度末
当 期 未 处 分 剰 余 金	55	81
剰 余 金 処 分 額	42	0
利 益 準 備 金	12	0
特 別 積 立 金	30	0
出 資 配 当 金	0	0
（普通出資に係る配当金）	(0)	(0)
（優先出資に係る配当金）	(0)	(0)
次 期 繰 越 剰 余 金	13	81

(注1) 記載金額は、単位未満の端数を切捨てて表示しています。

(注2) 令和元年度末の次期繰越剰余金に含まれる教育情報資金は、2,800,000円です。

貯金

【種類別・貯金者別貯金残高】

(単位：百万円、%)

項目		令和元年度末		令和2年度末		
		金額	構成比	金額	構成比	
当座性貯金	当座貯金	42	0.04	54	0.05	
	普通貯金	29,028	30.34	33,046	32.15	
	貯蓄貯金	2	0.00	1	0.00	
	通知貯金	0	0.00	0	0.00	
	別段貯金	104	0.11	87	0.09	
	その他	6	0.01	6	0.01	
計		29,182	30.50	33,194	32.30	
定期性貯金	定期貯金	65,346	68.29	68,372	66.53	
	(うち固定自由金利定期貯金)	(65,344)	(100.00)	(68,370)	(100.00)	
	(うち変動自由金利定期貯金)	(2)	(0.00)	(2)	(0.00)	
	定期積金	548	0.57	513	0.50	
	積立定期貯金	608	0.64	685	0.67	
	計	66,502	69.50	69,570	67.70	
合計		95,684	100.00	102,764	100.00	
貯金者区分残高	員内	会員	4,174	4.36	5,465	5.32
	組合員直接預り	25,307	26.45	26,411	25.70	
	計	29,481	30.81	31,876	31.02	
	員外	地方公共団体	6,937	7.25	7,699	7.49
	金融機関	0	0.00	0	0.00	
	その他	59,266	61.94	63,189	61.49	
計		66,203	69.19	70,888	68.98	

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(注3) 員外その他には、「会員の正組合員家族」「会員の准組合員家族」を含む。

【科目別貯金平均残高】

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度末		令和2年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	29,475	29.49	31,694	29.76	2,219
定期性貯金	69,744	69.78	74,088	69.57	4,344
その他の貯金	729	0.73	713	0.67	△16
計	99,948	100.00	106,495	100.00	6,547
譲渡性貯金	0	0.00	0	0.00	0
合計	99,948	100.00	106,495	100.00	6,547

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

【財形貯蓄残高】

(単位：百万円)

項目	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	-	-

貸出金

【種類別・使途別・貸出者別貸出金残高】

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度末		令和2年度末		増 減		
	金額	構成比	金額	構成比			
割引手形	0	0.00	0	0.00	0		
手形貸付金	4,239	19.59	2,068	10.17	△ 2,171		
証書貸付金	14,248	65.85	15,471	76.05	1,223		
当座貸越	3,151	14.56	2,804	13.78	△ 347		
合 計	21,638	100.00	20,343	100.00	△ 1,295		
固定金利貸出	14,868	68.71	14,080	69.21	△ 788		
変動金利貸出	6,770	31.29	6,263	30.79	△ 507		
設備資金	12,881	59.53	14,273	70.16	1,392		
運転資金	8,757	40.47	6,070	29.84	△ 2,687		
貸出者区分残高	員 内	会 員 組合員直接貸付 計	2,327 10,947 13,274	10.75 50.59 61.34	2,478 10,445 12,923	12.18 51.34 63.52	151 △ 502 △ 351
	員 外	地方公共団体 金融機関 そ の 他 計	249 359 7,756 8,364	1.15 1.66 35.85 38.66	78 359 6,983 7,420	0.38 1.76 34.34 36.48	0 △ 171 △ 773 △ 944

(注) 員外その他には、「会員の正組合員家族」「会員の准組合員家族」を含む。

【科目別貸出金平均残高】

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度末		令和2年度末		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	0	0.00	0	0.00	0
手形貸付金	2,861	13.86	2,648	13.06	△ 213
証書貸付金	14,232	68.93	14,720	72.58	488
当座貸越	3,553	17.21	2,913	14.36	△ 640
合 計	20,646	100.00	20,281	100.00	275

【貸出金担保別内訳】

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度末		令和2年度末		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
貯金等	3,316	15.32	2,429	11.94	△ 887
有価証券	0	0.00	0	0.00	0
動産	115	0.53	100	0.49	△ 15
不動産	4,943	22.85	3,901	19.18	△ 1,042
その他担保物	0	0.00	0	0.00	0
計	8,374	38.70	6,430	31.61	△ 1,944
漁信基保証	6,700	30.96	8,611	42.33	1,911
その他保証	4,517	20.88	3,191	15.69	△ 1,326
計	11,217	51.84	11,802	58.02	585
信用	2,047	9.46	2,111	10.37	64
合 計	21,638	100.00	20,343	100.00	△ 1,295

【債務保証担保別内訳】

(単位:百万円)

項目	令和元年度末	令和2年度末	増減
貯金等	0	0	0
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	0	0	0
その他担保物	0	0	0
計	0	0	0
漁信基保証	0	0	0
その他保証	0	0	0
信用	34	29	△5
合計	34	29	△5

【業種別貸出金残高】

(単位:百万円、%)

項目	令和元年度末		令和2年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	11,950	55.23	11,693	57.48	△257
製造業	853	3.94	815	4.01	△38
建設業	122	0.56	91	0.45	△31
運輸・通信業	5	0.02	3	0.01	△2
卸売・小売業	201	0.93	264	1.30	63
金融・保険業	359	1.66	359	1.76	0
不動産業	0	0.00	0	0.00	0
サービス業	2,523	11.66	3,121	15.34	598
地方公共団体	1,544	7.14	83	0.41	△1,461
その他	4,081	18.86	3,914	19.24	△167
合計	21,638	100.00	20,343	100.00	△1,295

【主要な水産業関係の貸出金残高】

(漁業種類等別)

(単位:百万円)

項目	令和元年度末	令和2年度末	増減
漁業	海面漁業	3,760	3,445
	海面養殖業	2,840	3,157
	その他漁業	89	93
漁業関係団体等	3,322	4,062	740
合計	10,011	10,757	746

(注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。

(注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません。）

(資金種類別)

<貸出金>

(単位:百万円)

項目	令和元年度末	令和2年度末	増減
プロパー資金	5,309	5,832	523
水産制度資金	4,702	4,925	223
漁業近代化資金	4,308	4,522	214
その他制度資金等	394	403	9
合計	10,011	10,757	746

(注3) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

(注4) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

〈受託貸付金〉

(単位:百万円)

項目	令和元年度末	令和2年度末	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	171	2,967	2,796
その他	298	260	△38
合計	469	3,227	2,758

(注5) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

有価証券

【種類別有価証券平均残高】

令和元年度及び令和2年度における該当はありません。

【有価証券残存期間別残高】

令和元年度及び令和2年度における該当はありません。

【有価証券の取得価額または契約価額、時価及び評価損益】

令和元年度及び令和2年度における該当はありません。

【保有有価証券の利回り】

令和元年度及び令和2年度における該当はありません。

【オフバランス取引の状況】

令和元年度及び令和2年度における該当はありません。

受託業務・為替業務等

【受託貸付金の残高】

(単位:百万円)

受託先	令和元年度末	令和2年度末
株) 日本政策金融公庫 農林水産事業	171	2,967
株) 日本政策金融公庫 国民生活事業	0	0
独立行政法人 住宅金融支援機構	295	258
独立行政法人 福祉医療機構	3	2
合計	469	3,227

【内国為替の取扱実績】

(単位:件、百万円)

項目	仕向	令和元年度末		令和2年度末		
		被仕向	仕向	被仕向	仕向	
種類	送金・振込	(件数) 金額	(53,837) 123,901	(60,436) 107,603	(52,514) 120,566	(61,312) 107,819
	代金収立	(件数) 金額	(7) 1	(527) 505	(8) 1	(454) 407
合計		(件数) 金額	(53,844) 123,902	(60,963) 108,108	(52,522) 120,567	(61,766) 108,226

平残・利回り等

【資金運用勘定・調達勘定の平均残高等】

(単位:百万円、%)

項目	令和元年度			令和2年度			
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	100,765	864	0.86	108,572	789	0.73	
	貸出金	20,646	323	1.56	20,281	279	1.38
	預け金	80,119	541	0.68	88,291	510	0.58
	有価証券	-	-	-	-	-	
資金調達勘定	101,724	70	0.07	109,481	60	0.05	
	貯金・定積	99,948	70	0.07	106,495	60	0.06
	借用金	1,776	0	0.00	2,986	0	0.00
貯金原価率	-	-	0.89	-	-	0.81	
総資金利ざや	-	-	0.08	-	-	0.06	

(注) 総資金利ざや=総資金運用利回り - 総資金原価率

【粗利益】

(単位:百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	864	789
資金調達費用	73	63
資金運用収支	791	726
役務取引等収益	49	70
役務取引等費用	86	84
役務取引等収支	△ 37	△ 14
その他事業収益	98	72
受取出資配当金	98	72
受取助成金	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の事業収益	-	-
その他事業費用	35	29
その他事業収支	63	43
事業粗利益	817	755
事業粗利益率	0.81	0.70
事業純益	87	43
実質事業純益	87	41
コア事業純益	87	41
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)	87	41

(注) 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

【受取・支払利息の増減額】(単位:百万円)

項目	令和元年度 増減額	令和2年度 増減額
受取利息	△ 39	△ 43
うち貸出金	△ 38	△ 44
有価証券	-	-
預け金	△ 1	1
支払利息	3	△ 10
うち貯金	3	△ 10
譲渡性貯金	-	-
借用金	0	0
差引	△ 42	△ 33

(注) 増減額は前年度対比です。

【経費の内訳】

(単位:百万円)

内訳科目	令和元年度	令和2年度
人件費	役員報酬	21
	役員退職慰労引当金繰入	3
	給料手当	287
	賞与引当金繰入	23
	福利厚生費	59
	退職給付費用	26
	計	419
旅費交通費	15	12
業務費	42	49
負担金	96	32
施設費	142	150
貯金保険料	8	8
雜費	2	2
税金	6	7
合計	730	714

経営指標等

【最近5年間の主要な経営指標】

(単位:百万円、口)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,063	1,027	991	1,019	955
経常利益	△143	67	53	76	64
当期剰余金	△178	74	63	77	71
出資金	3,231	3,231	3,231	3,231	3,031
出資金(優先)	100	100	100	100	0
出資口数	323,057	323,057	323,057	323,057	303,057
出資口数(優先)	10,000	10,000	10,000	10,000	0
純資産額	3,172	3,246	3,309	3,386	3,154
総資産額	96,572	97,362	102,192	102,110	109,989
貯金等残高	92,206	92,344	96,782	95,684	102,764
貸出金残高	26,048	24,413	21,932	21,638	20,343
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	—	—	—	—	—
・普通出資配当の額	—	—	—	—	—
・優先出資配当の額	—	—	—	—	—
・事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	63人	88人	86人	87人	84人
単体自己資本比率	9.44%	10.20%	9.54%	9.94%	9.03%

(注1) 残高計数は期末日現在のものであります。

(注2) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」

(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

(注3) 平成29年度以降の職員数は、パート職員等を含めております。

【経営諸指標】

(単位:百万円、%)

区分	令和元年度末	令和2年度末
貯貸率(期末)	22.6	19.8
貯貸率(期中)	20.7	19.0
貯預率(期末)	79.2	82.5
貯預率(期中)	80.2	82.9
貯証率(期末)	—	—
貯証率(期中)	—	—
一従業員当たり貯金残高	1,106	1,202
一店舗当たり貯金残高	31,895	34,255
一従業員当たり貸出金残高	250	238
一店舗当たり貸出金残高	7,213	6,781
総資産経常利益率	0.07	0.06
資本経常利益率	2.30	1.90
総資産当期純利益率	0.07	0.06
資本当期純利益率	2.34	2.08

(注1) 従業員数 = (前年度末 + 当年度末) ÷ 2

(注2) 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産平均残高 × 100

(注3) 資本経常利益率 = 経常利益 ÷ 資本勘定平均残高 × 100

(注4) 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 ÷ 総資産平均残高 × 100

(注5) 資本当期純利益率 = 当期剰余金 ÷ 資本勘定平均残高 × 100

自己資本の充実の状況

【自己資本調達手段の概要に関する事項】

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は、事業推進等に取組んだ結果、9.03%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資のほか、非累積的永久優先出資により調達しております。出資金額は次のとおりです。

- 普通出資 3,030百万円 (前年度 3,230百万円)
- 非累積的永久優先出資 0百万円 (前年度 100百万円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

【自己資本の構成に関する事項】

(単位:百万円、%)

項目	当期末	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	3,154	3,386	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,031	3,331	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	123	55	
うち、外部流出予定額 (△)	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	53	56	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	53	56	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,207	3,442	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	12	23	
うち、のれんに係るもの額	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	23	
練延税金資産(一時差異に係るもの)の額	13	8	
適格引当金不足額	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額	-	-	
前払年金費用の額	-	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、練延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、練延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	31	

自己資本			
自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	3,182	3,411	/
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	33,661	32,748	/
資産(オン・バランス)項目	33,632	32,714	/
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	/
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	-	/
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	/
オフ・バランス項目	29	34	/
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-	/
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	/
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,565	1,568	/
信用リスク・アセット調整額	-	-	/
オペレーションル・リスク相当額調整額	-	-	/
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,226	34,316	/
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.03%	9.94%	/

【自己資本の充実に関する事項】

(単位:百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和元年度末			令和2年度末		
	エクスポート ジャヤーの 期末残高 a	リスク・ アセット額 b = a × 4%	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポート ジャヤーの 期末残高 a	リスク・ アセット額 b = a × 4%	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	1,121	0	0	1,355	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	264	0	0	92	0	0
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関及び我が国との政府対係 機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,290	258	10	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	75,845	15,169	607	84,785	16,957	678
法人等向け	2,061	1,518	61	1,351	1,079	43
中小企業等・個人向け	4,068	2,006	80	3,907	1,918	77
抵当権付住宅ローン	605	132	5	554	122	5
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	84	77	3	54	71	3
取立未済手形	3	1	0	3	1	0
漁業信用基金協会等保証	6,699	670	27	8,655	866	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保 証付	-	-	-	-	-	-
出資等	999	999	40	999	999	40
(うち出資等のエクスポートジャヤー)	999	999	40	999	999	40
(うち重要な出資のエクスポートジャヤー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	9,042	11,884	476	8,234	11,619	465
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外のものに係るエ クスポートジャヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係る エクスポートジャヤー)	3,266	8,164	327	3,266	8,164	327
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポートジャヤー)	2	6	0	24	61	2
(うち純株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に係る その他の外部TLAC関連調達手段に係るエク スポートジャヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち純株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部 TLAC関連調達手段のうち、その他の外部TLAC関連 調達手段に係る五ハーセント基準額を上回る部分に 係るエクスポートジャヤー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポートジャヤー)	5,774	3,714	149	4,944	3,394	136
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポートジャヤー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーワ方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入、不算入 となるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポートジャヤーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかつたものの額(△)	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポートジャヤー	-	-	-	-	-	-
合 計(信用リスク・アセットの額)	102,081	32,714	1,309	109,989	33,632	1,346

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

令和元年度			令和2年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$
836	1,568	63	835	1,566	63

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

所要自己資本額

(単位:百万円)

令和元年度		令和2年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
34,316	1,373	35,226	1,409

【信用リスクに関する事項】

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポートジャヤー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャヤー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャヤー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャヤー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポートジャヤーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

業種	令和元年度末		令和2年度末		
	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	7,044	7,044	0	6,940
	製造業	801	801	0	762
	建設業	74	74	0	46
	運輸・通信業	0	0	0	0
	卸売・小売業	44	44	0	111
	金融・保険業	76,165	359	0	85,106
	不動産業	0	0	0	0
	サービス業	2,260	2,260	0	2,902
	地方公共団体	250	250	0	78
	その他	1,290	1,290	0	0
個人		9,577	9,577	9,199	9,199
固定資産等		5,951		6,141	
合計		103,456	21,699	0	111,285
				20,397	0

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャヤーを含んでいます。

(注3) 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

(注4) 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。

信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

残存期間	令和元年度末		令和2年度末		
	信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等	うち債券
1年以下	84,203	8,660	0	91,914	7,167
1年超3年以下	4,647	4,647	0	4,041	4,041
3年超5年以下	2,586	2,586	0	3,246	3,246
5年超7年以下	2,112	2,112	0	2,111	2,111
7年超	2,700	2,700	0	2,525	2,525
期限の定めなし	7,163	1,301	0	7,448	1,307
合計	103,411	22,006	0	111,285	20,397

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャヤーを含んでいます。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

項目	令和元年度末	令和2年度末
法人	農林水産業	14
	製造業	0
	建設業	0
	運輸・通信業	0
	卸売・小売業	11
	金融・保険業	0
	不動産業	0
	サービス業	864
	地方公共団体	0
	その他	0
個人	416	388
合計	1,305	1,275

(注) 全て国内取引です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	令和元年度				令和2年度			
	期首残高	期中増加	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額	期末残高
			使用目的				使用目的	
一般貸倒引当金	56	56	0	56	56	56	54	0
法人	個別貸倒引当金	1,240	1,258	0	1,240	1,258	1,230	18
	農林水産業	8	20	0	8	20	20	16
	製造業	5	4	0	5	4	4	3
	建設業	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	864	864	0	864	864	864	0
	地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0
個人	363	370	0	363	370	370	347	16
合計								354
								347

(注) 全て国内取引です。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
法人	農林水産業	0
	製造業	0
	建設業	0
	運輸・通信業	0
	卸売・小売業	0
	金融・保険業	0
	不動産業	0
	サービス業	0
	地方公共団体	0
	その他	0
個人	0	16
合計	0	18

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(单位：百万円)

項目	令和元年度末			令和2年度末			
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	0	1,385	1,385	0	1,448	1,448
	10%	0	8,305	8,305	0	10,108	10,108
	20%	0	77,138	77,138	0	84,788	84,788
	35%	0	288	288	0	267	267
	50%	0	5	5	0	1	1
	75%	0	2,543	2,543	0	2,428	2,428
	100%	0	6,253	6,253	0	5,497	5,497
	150%	0	38	38	0	37	37
	200%	0	0	0	0	0	0
	250%	0	3,268	3,268	0	3,290	3,290
	1250%	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
自己資本控除額		0	0	0	0	0	
合計		0	99,223	99,223	0	107,864	107,864

【信用リスク削減手法に関する事項】

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができますこと、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区分	令和元年度末		令和2年度末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等・個人向け	0	985	0	975
抵当権付住宅ローン	0	317	0	288
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞債権	0	0	0	0
漁業信用基金協会等保証	0	0	0	0
その他	0	304	0	191
合計	0	1,606	0	1,454

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立つて取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引を取扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

【証券化エクスポートのに関する事項】

「証券化エクスポート」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。

当会では証券化商品を取扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートのに関する事項】

(単位：百万円)

	元年度	2年度
ルックスルーワay式を適用するエクスポート	—	—
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

【出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項】

出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方法及び手続

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統及び系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については、当会の事業のより効率的な運営を目的として保有しております。

これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等の評価等については、系統及び系統外出資の取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上することとしています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

令和元年度末		令和2年度末	
貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
3,905	—	3,905	—

(注) 上場株式の保有はありません。

出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(注) 上場株式の保有はありません。

貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度末		令和2年度末	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(注) 上場株式の保有はありません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度末		令和2年度末	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

【金利リスクに関する事項】

金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

・内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明。

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

（単位：百万円）

項目番号		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方バラレルシフト	63	42	0	0
2	下方バラレルシフト	0	0	2	3
3	ステイープ化	189	179		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	189	179	2	3
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,182		3,411	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「ステイップ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

リスク管理情報等

【リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額】

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度末	令和2年度末	増減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	1,470	1,363	△107
破綻先債権額 ①	918	911	△7
延滞債権額 ②	552	452	△100
3カ月以上延滞債権額 ③	0	0	0
貸出条件緩和債権額 ④	0	0	0
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1,468	1,360	△108
担保・保証付債権額 (B)	210	130	△80
個別貸倒引当金残高 (C)	1,258	1,230	△28
保全率 (D) / (A)	99.86	99.78	△0.08

(注1) 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3) 「3カ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「個別貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する個別貸倒引当金は含まれておりません。

【金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額】

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度末	令和2年度末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,391	1,300	△91
危険債権	79	63	△16
要管理債権	0	0	0
不良債権額合計 (A)	1,470	1,363	△107
正常債権	20,229	19,034	△1,195
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1,468	1,360	△108
担保・保証付債権額 (B)	210	130	△80
個別貸倒引当金残高 (C)	1,258	1,230	△28
保全率 (D) / (A)	99.86	99.78	△0.08

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「個別貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する個別貸倒引当金は含まれておりません。

【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位:百万円)

項 目	令和元年度末					令和2年度末				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般 貸倒引当金	56	56	0	56	56	56	54	0	56	54
個別 貸倒引当金	1,240	1,258	0	1,240	1,258	1,258	1,230	18	1,240	1,230
合 計	1,296	1,314	0	1,296	1,314	1,314	1,284	18	1,296	1,284

【貸出金償却の額】

(単位:百万円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
貸出金償却額	0	18



「漁業を育てる金融」
を目指そう！